

原議保存期間1年
(平成20年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁交企発第224号、丁交指発第171号
丁規発第74号、丁運発第124号
平成19年10月24日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局運転免許課長

地域住民の要望や地域の実情を踏まえた自転車のルール遵守を図る街頭活動等の強化について

自転車の交通秩序の整序化を図るため、各都道府県警察においては、「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策の推進について」(平成19年7月12日付け警察庁丙交企発第83号、丙交指発第31号、丙規発第32号、丙運発第22号。以下「局長通達」という。)に基づき、各種の対策が推進されているところであるが、依然として自転車と歩行者との交通事故が増加傾向にあるほか、自転車利用者のルール遵守を求める地域住民の要望も強いところである。

そこで、平成20年の自転車利用者対策に係る道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)の施行をにらみつつ、自転車利用者に対しルール遵守の一層の徹底を図るため、下記のとおり地域の実情、要望を踏まえた重点的な街頭活動等を強化することとしたので、各都道府県警察においては、関係機関・団体等と連携し、効果的な活動を推進されたい。

記

1 自転車指導啓発重点地区・路線の選定及び推進すべき活動

(1) 歩道上において自転車と歩行者の輻輳が生じている地区・路線及び自転車と歩行者との重大事故の発生が懸念される地区・路線を、以下により「自転車指導啓発重点地区・路線」(以下「重点地区等」という。)として選定すること。

ア 重点地区等の選定に当たっては、「自転車の通行に係る危険箇所の点検について」(平成19年2月19日付け丙規発第7号)に基づいて実施した点検の結果のほか、自転車の通行に関する住民の苦情・要望の状況、自転車と歩行者との交通事故の発生状況、地域における住民の自発的な活動の状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、例えば以下のような地区・路線を選定すること。

自転車の歩道通行が歩行者の多大な迷惑となっている駅周辺や商店街等
中学生、高校生等による危険、迷惑な自転車の運転が問題となっている通学

路等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する生活関連経路等で高齢者や障害者の歩行中の安全を確保する必要性が特に高い地区・路線

勾配が急で自転車のスピードが出やすいなど、自転車と歩行者との重大事故の発生が懸念される地区・路線

イ 選定は各警察署ごとに行い、自転車の通行自体が少ないなどアに該当する地区・路線がない場合は選定する必要はないが、都市部等の警察署においては必要に応じて複数選定すること。

(2) 重点地区等においては、以下の活動を推進すること。

ア 地域の実情や地域住民の要望を踏まえ、警察官と地域交通安全活動推進委員、交通指導員等のボランティア、自治体、関係機関・団体、地域住民等が協働して、自転車と歩行者の輻輳や交通事故が発生しやすい時間帯を中心に、街頭での指導・啓発活動を実施するなど、目に見える改善に結びつく持続的な活動を推進すること。

イ 自転車利用者の特に悪質・危険な交通違反に対しては、積極的な検挙措置を講じること。

ウ 歩道上における押し歩きを促す看板の設置、放置自転車や立て看板の撤去等の環境整備が必要な場合には、関係機関と連携して早急に措置すること。

2 自転車の交通違反に対する効果的な指導取締りの推進

重点地区等以外の地域においても、地域の実情に応じた無灯火運転、二人乗り運転等の一斉取締り日を設けるなどして、自転車利用者のルール遵守徹底に資する指導取締りを推進すること。

なお、その他通常の警察活動においても、自転車の悪質、危険な交通違反を現認した場合は、看過することなく指導警告措置を講じること。

3 自転車安全利用五則を活用した自転車の通行ルールの周知

重点地区等における街頭での指導・啓発活動のほか、運転免許の更新時講習等の各種講習、交通安全教育・イベント、高齢者宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、チラシ等により「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）別添）を幅広い国民層に対して周知すること。